

# 募集

◆文化総合誌「川のあるまち」  
越谷文化」第39号掲載作品

「川のあるまち」は、市民の皆さんの作品で作る文化総合誌です。

随筆、レポート、小説、評論、詩、短歌、俳句、川柳、ジュニア・学生(高校生以下による作文等)、写真、絵画、特集(8月31日)まで(未就学児・高校生は9月7日)まで。詳しくは生涯学習課等で配布する募集要項をご覧ください。募集要項は市ホームページからも印刷できます。☎生涯学習課(第二庁舎4階) ☎963119307

## ◆いきいき農園の利用者を募集します

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また利用者相互の交流

農園名	所在地	面積 (1区画あたり)	募集 区画数
神明町	神明町3-464	10㎡	4
川柳町	川柳町1-445-1	20㎡	9
相模町	相模町5-432-1	30㎡	1

\*今回募集する各農園に駐車場はありません。徒歩・自転車・バイク等をご利用ください

と親睦を深めるため、農園をお貸しします。

〈場所〉 右表のとおり

〈対象〉 市内在住で各農園の自主管理班の班員(10人程度)

への氏名・電話番号の提供に承諾できる60歳以上(令和2年(2020年)8月1日現在)

の方

〈貸し出し期間〉 8月1日(土)

## 国民年金保険料

### 令和2年度分免除申請の受け付けを開始します

7月から、令和2年度(2020年度)(2年7月~3年(2021年)6月分)の国民年金保険料免除申請および納付猶予(50歳未満)の申請受け付けが始まります。免除や納付猶予の審査は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の元年(2019年)中の所得を基に、日本年金機構で行なわれます。前年度に全額免除または納付猶予の承認を受け、継続申

請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けた方は、毎年手続きが必要です。6月以前の期間について免除申請を希望する方は、随時受け付けています。

\*保険料納付期限から2年を経過していない期間までさかのぼって申請できます

〈申請に必要なもの〉 下表のとおり

申請時にお持ちください
・マイナンバーカードまたは年金手帳
・認印
*退職された方は、退職日が確認できる雇用保険受給資格者証または離職票

〈申請場所〉 市民課年金担当

☎96011190、市役所市民課年金担当(本庁舎1階) ☎963119155

## 越谷cityメール配信サービスをご利用ください

市では、市内の災害情報や防災行政無線の放送内容、防災行政無線で放送された迷い人の発見のお知らせ、新型コロナウイルスに関する情報などを携帯電話やスマートフォン、パソコンへお届けするメール配信サービスを行っています。配信内容は下記の5種類から選ぶことができます。情報利用料は無料です(通信料は自己負担)。右記の二次元コードからアクセスし、画面の案内に従って登録してください。



〈配信内容〉 下表のとおり

災害・防犯・防災行政無線	災害情報や不審者情報、防災行政無線の放送内容、防災行政無線で放送された迷い人の発見のお知らせ
健康・医療	休日当番医、連休中の医療機関、健(検)診のお知らせ等
市政情報・お知らせ	市政参画に関する情報、テレビ広報番組放送日、市からののお知らせ等
イベント案内	イベント案内・中止のお知らせ等
子育て	子育て講習等

☎963-9117

## 環境に優しい設備を設置する方を応援します

いづれも☎環境政策課(第三庁舎4階) ☎963119183(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分~午後5時15分)

住宅用太陽光発電設備等の設置補助金の前期追加申請を7月27日(月)から受け付けします

前期の募集の時期に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、申請困難な状況であったことを考慮し、臨時で前期追加申請を受け付けします。

〈補助対象設備〉 交付決定日以降に着工し、新規に設置をするもの。太陽光発電設備

〈補助金の額〉 ▽太陽光発電設備：最大出力1キロワット当たり2万円。上限は、戸建て住宅は8万円(4キロワット)、マンションは20万円(10キロワット)

▽蓄電池：1件につき5万円(上限は10万円(5キロワット))

▽対象者 本市内に本店を置く市内業者と契約を締結し、領収書の発行を受ける場合の補助の上限は10万円(5キロワット)

▽対象者 みずから居住する住宅に設置する市内在住の方または令和2年度(2020年度)内に市内に居住予定の方およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律

に規定する管理組合 \*市税等の滞納や建築物等に法令違反がないこと

〈申込み〉 7月27日(月)~31日(金)(必着)。工事開始前に、申請書に必要書類を添えて直接または郵送で環境政策課へ。申請書は環境政策課で配布しているほか市ホームページから印刷できます。提出書類に不備がある場合は、受け付けできません

\*10月26日(月)~11月6日(金)に後期分の申請を受け付けます

\*各期間内に予算を超える申請があった場合は公開抽選を行います

※新型コロナウイルス感染症の状況により、手続方法や後期募集の内容を変更する場合があります

〇注意ください  
・補助金の交付決定前に工事に着工した場合、補助を受けられません  
・発電設備設置計画の際には、隣接地に高層建築物が建てられるなどして、発電量が低下するトラブルや積雪時における落雪等による危険性が考えられます。事前に近隣の状況を確認してください

・訪問販売等による業者とのトラブルが寄せられています。契約に当たってはご自身で情報収集し、納得のできる契約をしましょう

雨水利用を応援  
雨水貯留施設の設置費等を助成します

雨水を上手に活用することは、地下水の保全や水資源の有効利用につながります。水道水ほどの水質を要しない散水などに日常的に利用することで水道料金の節約になります。また、ゲリラ豪雨などで大量に降った雨水の市街地への流出抑制を図り、河川への負担を軽減することで水害対策にもなると考えられます。市では、こうした雨水の有効利用を目的とし、助成金を交付しています。

〈助成対象施設と金額〉 ▽新たに雨水タンクを設置する場合：市販の80リットル以上の雨水貯留槽、工事費用の2分の1以内の額(限度額2万円)

▽公共下水道の接続により不用品となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合：ポンプ設備を備えたもの、一律3万5000円

▽対象者 越谷市に住所を有する世帯(予定世帯含む)および自治会または事業者

おおよび自治会または事業者

〈申込み〉 工事(購入)前に、申請書に必要書類を添えて直接または郵送で環境政策課へ。申請書は市ホームページから印刷できます

\*予算に達しだい締め切ります